

刈谷市制施行75周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用に関する注意事項

1 使用期間

令和8年3月31日まで

2 使用料

無料

3 使用方法・使用イメージ図

任意の届出書に下記内容を記入し、刈谷市企画財政部企画政策課へご提出ください。

- (1) 届出者氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス） (2) 使用方法
(3) 使用期間 (4) 使用イメージ図 ※後日提出も可

(使用イメージの例)

チラシ・ポスター

〇〇イベント開催	
1.	~~~~~
2.	○△◇○△◇○△
3.	-----
お問い合わせ	
1.	~~~~~
2.	○△◇○△◇○△
3.	-----



商品ラベル



物品 など



4 注意事項

- ・キャッチフレーズ、ロゴマークの使用について届け出ていただくもので、イベントや商品などを市が公認するものではありません。
- ・法令違反、公の秩序を乱す使い方、市の公認を受けていると誤解される表現は、おやめください。
- ・ロゴマークは、縦横比の変更や、一部を切り取っての使用、反転等を行っての使用はおやめください。

《提出・お問い合わせ先》

刈谷市役所企画財政部企画政策課みらい共創係

電話：0566-95-0003

メール：kikaku@city.kariya.lg.jp